

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準

### 1 趣旨

この基準は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定基準について、必要な事項を定める。

### 2 大会に対しての理解と協力

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市開催基本方針を理解し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

### 3 選定基準

#### (1) 基本条件

- ア 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- イ 弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会と指定弁当調製施設において円滑な業務の連携ができること。
- ウ 栗東市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

#### (2) 施設の衛生管理

- ア 選定時点において過去3年間に食中毒の事故歴がないこと。
- イ 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること、もしくは令和7年2月末日までに保健所の食品衛生監視を受け当該監視票で80点以上となること（別紙「誓約書」を提出のこと）。
- ウ HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていること。
- エ 提供食数にかかわらず、検食は調理済み食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上又は1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。
- オ 食品に直接接触する作業に従事する者全員に対し、大会前1ヵ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合は、ノロウイルスの検便も実施すること。
- カ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中に加入できること。

(3) 施設の調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製ができること。
- イ 大会時の提供可能数が、いずれか1日以上で100食以上あること。
- ウ 前日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納入が可能であること。
- エ 実行委員会が定める単価に応じた調製が可能であること。
- オ 栗東市の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- カ 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- キ 実行委員会が指定（準備）する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- ク メニューの日替わりが3日以上可能であること。

(4) 施設の対応能力

- ア 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等により実行委員会が指定する日時及び場所または、実行委員会が手配・準備した保冷車の待機場所に指定する日時までに搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- イ 弁当付属品として、お茶、箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納入ができること。
- ウ 実行委員会が指定する日時に、弁当献立、サンプル（試食弁当）、及び写真の提供が可能であること。
- エ 荒天等により大会が変更又は中止になった場合に、弁当の調製および納入について実行委員会の指示に対応できること。
- オ 弁当容器に実行委員会から配布するラベルシール（弁当の名称、消費期限、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む。）保存方法、製造所所在地・製造者名、その他食品表示関係法令により規定される表示、提供後速やかに食べてもらう注意喚起、持ち帰りを禁止する表示）の貼付ができること。
- カ 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

(5) 信用状況

- ア 栗東市の市税の滞納がないこと。
- イ 栗東市暴力団排除条例（平成23年条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び条例第2条第2号に規定する暴力団員又は密接関係者ではないこと。

附 則

この基準は、令和6年5月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月13日から施行する。